



Title	座長総括
Author(s)	東山, 寛
Citation	フロンティア農業経済研究, 15(2), 49-50
Issue Date	2010-12-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62638
Type	other
Note	2009年度秋季大会シンポジウム共通論題「農地制度改革と農業参入、農業生産法人」
File Information	KJ00008953273.pdf



[Instructions for use](#)

座長総括

北海道大学 東山 寛

今回の制度改革は、これまでの農地関係者の「常識」を覆す内容となっている。その最たるものは「自作農主義」の廃止と農外企業（農業生産法人以外の法人）を農地の権利主体として容認したことである。ここに至る道のりは一朝一夕のものではないが、省略したい。

農業生産法人制度については、議決権（出資）制限を緩和し、10分の1要件は廃止、連携事業者は2分の1未満という文字通りぎりぎりまでの緩和である。農外企業の参入制限の緩和は、貸借に限って権利取得を容認する新法の3条3項が新設された。ただし、農業委員会の許可行為が伴うことは言うまでもない。そこでは「全部を効率的に利用するという要件」に加えて3つの条件が付けられたが（契約条項、役割分担、業務執行役員1人以上の農業常時従事）、その内容自体は現行の特定法人貸付制度をなぞったものと言えよう。

しかし、現行制度と大きく異なる点がある。基本的には「これまで」の参入と「これから」の参入は大きく様相が異なる可能性がある。「これまで」の参入が曲がりなりにも耕作者主義の枠内に置かれ、制限付きの参入であったのに対して、「これから」の参入は「企業参入容認主義」とでも言うべき新しい農地制度の下で行われることになる。参入区域制限も撤廃され、要件さえ満たせば地域（これまでは基本構想で規定）やエリア（同じく要活用農地に限定）の限定を受けずに自由に参入できるようになった。また、従来の特定法人貸付制度では市町村による転貸方式がとられていたが、参入企業が地権者と直接交渉できるようになった。つまり、貸借に限定しているが、すべての地

域の「優良農地」が農外企業に対して開かれた存在となった。

これまで「資本と農業」が地域のなかで、農地利用をめぐる直接対峙するということはなかった。都市化との関係では、農業サイドからの「逆線引き」で対抗することはあったが（都計法と農振法とのせめぎ合い）、地域の農地利用をめぐる「資本と農業」が直接対峙するというのは初めての事態である。これを完全にシャットアウトすることにはならず、基本的には「是々非々」で臨むしかない。こうした事態に対応して、本日のシンポジウムのひとつのモチーフは、「農外企業の参入をポジティブに捉える」という捉え方もあり得るのではないか、ということであり、それが「せめぎ合い」のひとつの出口となろう。ただし、「ポジティブに捉える」といった時にも、「何も考えずに手放しで」「最初から参入ありき」という風に考えるわけにはいかない。基本的な態度としては、「実態に深く踏み込んで捉える」ことが必要であろう。

本日の3報告について触れておきたい。

井上報告：「多様な担い手・支援主体」の全体像を「足で稼いで」捉えた初めての試みであり、高く評価されるべき業績である。井上報告に刺激されて少し大きな枠組みで考えると、農地の「所有」と「利用」をつなぐ論理をどう考えるかという点が浮かび上がる。現在、都府県水田農業も「零細所有・大経営」で割り切れるほど単純なものではない。それは「集落営農」が幅広く展開していることからわかる。「零細所有・大経営」が主流になることも、「集落営農」もない北海道の場合は「農地の所有と利用をつなぐ論理」

をどう考えれば良いのか、これはまだ解けていない宿題である。

楨平報告：こちらからのリクエストで「食品企業の参入」に焦点を当ててもらった。その実態分析を見ると「なるほど建設とは違う」と率直に感じた。時間の関係でかなり省略して報告して頂いたが、「経営展開手法」の分析というかたちで具体的な着眼点を示して頂いた。お礼を申し上げたいが、今後の展開ということであえて付け加えると、ヨーカ堂が千葉県富里で設立したセブンファームもそうであるように、参入動機として「食り」との関係もあるのではないかと思った。

濱村報告：北海道の建設業の参入をまとめたかたちで示して頂いた。おそらく今後、先行研究として絶えず参照されるものになるだろう。ただし、最大の問題は赤字解消である。すでに60社近くが参入しており、「こういう危なっかしいものに任せて大丈夫か」ということになりかねない。ポジティブに捉えれば、経営改善方策を具体的に示していく必要がある。なお、参入から数年しか経過していない事例もあり、もう少し「長いスパン」で評価していく必要もあるだろう。また、建設の参入はおそらく農業だけの問題ではなく、地域経済、地域社会、地域生活全体とのかわりという観点からも現実を読み解く必要もある。支援策についても引き続き考えることが必要である。

最後に、制度についてである。当面の問題は「3条3項許可」の判断基準の明確化にある。政省令で書き込むことが難しい部分は、事務処理基準や運用通知などでより具体的に示されると思われる。これまでは地元中小企業の参入が主流であったが、これからは地元外企業の参入対応がひとつの焦点となる。最も懸念される「撤退リスク」も、両者の間では大きな差が生まれてこよう。「要件を満たしていれば許可せざるを得ない」と今から思い悩んでいる農業委員会も多いはずである。この点については現場と制度が知恵を出し合ってより良い仕組みをつくる努力が今後も欠かせない。

い。

また、適切な例えではないかもしれないが、参照すべきはわが国の公害行政にもある。大気汚染防止法や水質汚濁防止法は国が必要最低限の規制項目・基準を定めて、その上で自治体独自の「横出し」「上乘せ」規制を認めている。農地を国民の共有財産＝環境財と捉える観点からは、このぐらいの柔軟性と気概が制度にあっても良いのではないかと個人的には思う。

いずれにしても、農外企業の参入問題については、もはや「空中戦の議論」では済まなくなった。「実態に深く踏み込んで捉える」必要があり、むしろオーソドックスな実態分析の俎上に乗せるべき対象であろう。今回は、仁平座長の巧みなコーディネートにより、全体がどうなっているか、食品企業の参入、建設業からの参入について、最先端の動向を紹介して頂いた。今後の研究を進める上での具体的な着眼点がいくつも浮かび上がってきた、有益なシンポジウムであったと思う。短い時間で内容の濃い報告を準備して頂いた3人の報告者、報告を補って下さったおふたりのコメンテーター、議論に参加して下さい下さったフロアの皆さんに改めて感謝申し上げたい。